

常陸大宮市

部活動の方針

平成30年8月
令和5年2月改訂
(令和5年4月1日適用)

常陸大宮市教育委員会

第 1 「常陸大宮市部活動の方針」策定の趣旨

- 1 「常陸大宮市部活動の方針」（以下、「市活動方針」という。）は、本市の中学校の全ての部活動を対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義や下記の2点を踏まえ、
 - ・ 運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
 - ・ 文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

とともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられており、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 2 学校は、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに茨城県が策定した「茨城県部活動の運営方針（改訂版）」及び「市活動方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。
- 3 市教育委員会は、「市活動方針」に基づく中学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

第2 新たな部活動に向けての市活動の方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- (1) 部活動は、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ実施する活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく必要がある。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の活動方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 望ましい運営体制の構築
 - ① 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
 - ② 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。
 - ③ 部活動は、任意加入であり、その参加費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連等への登録費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
 - ④ 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- (2) 部活動の方針の策定等
 - ① 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
 - ② 部顧問は年間及び毎月の「活動計画」及び「活動実績」を作成し、校長に提出する。
 - ③ 校長は、学校方針・年間活動計画・月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
 - ④ 市教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式の作成等により校長及び部顧問を支援する。

(3) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ① 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校評議員（場合によっては学校医も参加する）なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。
- ⑤ 市教育委員会及び学校においては、県教育委員会が開催する部顧問を対象とした研修会への積極的な参加を呼びかけ、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。
- ⑥ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (2) 部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- (3) 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

- (4) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。

また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとと

- もに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。
- (5) 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

4 適切な休養日等の設定

(1) 活動時間の上限の遵守

- ① 1日当たりの上限を平日2時間、休日3時間とし、1週間当たりの上限を11時間とする。（練習試合や大会等の当日を除く。）
- ② 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。
- ③ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。
また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- ④ 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記の活動時間を設定すること。

(2) 朝の活動の原則禁止

- ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。
また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
- ② 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

※例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

(3) 休養日の設定

- ① 週当たり平日2日以上、休日1日以上休養日を設けることを基本とする。
- ② 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。
ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- ③ 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上記の休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

(4) 休養の必要性の啓発

- ① 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会参加数の精選

- ① 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- ② 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

(2) 大会参加に係る事前確認・検証

- ① 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。
- ② 教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

《参考》活動計画例 ※ ○数字：時間、練：練習、休：休養日、振：振替、
試：練習試合等、大：大会等

【平日】 活動時間上限②／週計⑪まで、休養日 2 日

月	火	水	木	金	土	日
休	練②	練②	休	練②	練③	休

★大会等で上限②を超過

月	火	水	木	金	土	日
休	大⑥	休	休	練②	練③	休

⇒週の上限⑪の範囲内で活動

【休日】 活動時間上限③／週計⑪、休養日 1 日

○練習試合や大会等で上限を超えた分は、他の休日に休養日を振替え

★練習試合等で上限③を超過

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	試⑥	休	振	休	練③	休

⇒次週の週末は時間を③減じる

★大会等を 2 日間連続で実施

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	大③	大③	振	休	練③	休

⇒次週の週末は両日とも休養日

★大会等を 2 日間連続で実施、かつ上限③を超過

1 週		2 週		3 週		4 週	
土	日	土	日	土	日	土	日
大⑥	大⑥	振	休	振	休	振	休

⇒超過⑨を、③×3 日分振替え

★公式大会等で上位大会に進み、上位大会が 1 か月以内に控えている場合

○調整の必要から生徒が希望する場合、校長の判断により、平日に休養日を振替え

週	月	火	水	木	金	土	日	計
1	休	練②	練②	休	練②	地⑥	地⑥	⑮
2	休	振	振	休	練②	練③	休	⑤
3	休	振	振	休	練②	練③	休	⑤
4	休	練①	練②	休	練②	県⑥	県⑥	⑮
5	休	練②	練②	休	練②	振	休	⑥
6	休	練②	練②	休	練②	振	休	⑥
7	休	練②	練②	休	練②	振	休	⑥

⇒地：地区大会、県：県大会

6 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ① 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- ② 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。
- ③ 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度の負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- ① 各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、部活動を休日から段階的に地域移行する。
- ② 教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
併せて、既存の部活動以外に、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。
- ③ 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

7 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- ① 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。
- ③ 校長及び部顧問は、休養日の振替を徹底する。